

委員会提出議案第4号

三田市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

三田市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成25年10月23日提出

議会運営委員会委員長 美 藤 和 広

三田市条例第 号

三田市議会委員会条例の一部を改正する条例

三田市議会委員会条例（昭和35年三田市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項を次のように改める。

2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。

企画総務常任委員会 7人

企画財政部、総務部、会計課、上下水道部、消防本部（消防署の所管に関する事項を含む。）、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び市民病院の所管に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項

福祉文教常任委員会 7人

健康福祉部及び教育委員会の所管に関する事項

まちづくり常任委員会 7人

まちづくり部、経済環境部及び都市整備部の所管に関する事項

予算決算常任委員会 21人

予算及び決算に関する事項

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例施行の際現にこの条例による改正前の三田市議会委員会条例の規定により所管する各常任委員会に閉会中の継続審査事件として付議されている事件は、この条例による改正後の三田市議会委員会条例の規定により所管する各常任委員会に付議された事件とみなす。